

# 農業振興地域整備計画の総合見直しが完了

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、「農振法」という。）に基づき、農業を振興すべき地域の指定と当該地域における農業的整備のための施策を計画的に推進することを目的に定めた計画です。

当町を取り巻く情勢の変化などによる農業振興の方向性を検討するため、令和4年度から進めてきた総合見直しが完了したので公表します。おもな見直し内容は次のとおりです。

## 農振農用地区域の見直し

山林原野化している農地で、農業上の利用確保が困難な土地（自然的不適当地）や道路や河川の整備に伴い、農用地とすることが不適当な土地（法定不適当地）などについて、農振農用地区域（※）からの除外を行いました。

（※）農振農用地区域とは

今後農業振興を図るために守るべき優良農地として指定された区域で、区域内の農地については、原則として農地転用が禁止されています。

## 農振除外申請について

農振農用地区域内の農地について、住宅や工場、資材置場など、農地以外の用途で使用するには、農地転用の申請をする前に農振農用地区域から除外する手続き（農振除外）が必要です。

町は、6月と12月の年2回、農振除外の可否について審議を行う協議会を開催しています。農振除外は、土地利用の必要性や緊急性、その他農振法で定められた要件を満たす場合にのみ認められます。事前の相談は随時受付けていますので、申請を検討されている場合には、商工農林課農業振興係へご相談ください。

見直し後の計画については、町ホームページをご覧ください。商工農林課窓口で閲覧できます。

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111（内線156）直通75-6207



## 住民票の写しの記載が変更になります



令和7年1月より住民記録システムを国の定めた標準仕様に合わせたため、住民票の写しの記載が変更となりました。おもな変更点は、「前住所」欄が廃止され、「転入前住所」欄が新設されました。これにより、町内転居の履歴は記載されなくなりました。ただし、令和7年1月以降の転居による履歴は、申出により「異動前住所」として記載することができます。詳しくは下記へお問い合わせください。

◎問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111（内線122）直通75-6204

## 住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳（住所、氏名、生年月日、性別）の閲覧は、公用・公益上必要と認められる場合に限り、閲覧状況を公表するように定められています。令和6年10月1日から12月27日までの閲覧状況は、次のとおりです。

| 閲覧日    | 閲覧者(受託者)  | 委託者                    | 閲覧目的                   | 対象者および抽出人数           |     |
|--------|-----------|------------------------|------------------------|----------------------|-----|
| 10月8日  | 中之条区      | —                      | 区民名簿作成                 | 中之条区民                | 13人 |
| 10月31日 | (一社)中央調査社 | (独)国立病院機構<br>久里浜医療センター | ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査 | 坂城地区（昭和20年～平成26年生まれ） | 19人 |
| 11月6日  | 込山区       | —                      | 消防費徴収                  | 込山区の20～30歳の男性        | 19人 |
| 12月2日  | 込山区       | —                      | 区民名簿作成                 | 込山区民                 | 0人  |
| 12月3日  | 込山区       | —                      | 区民名簿作成                 | 込山区民                 | 21人 |
| 12月5日  | 旭ヶ丘区      | —                      | 区民名簿作成                 | 旭ヶ丘区民                | 14人 |

◎問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111（内線122）直通75-6204